

防災・消防

避難場所と防災倉庫

☎ 危機管理課 TEL 22-1378

災害の発生に備えて、各地域に避難場所と防災資機材を備蓄した防災倉庫を設置しています。

避難場所(指定避難所・指定緊急避難場所)

状況に応じて危険な箇所を避け、最も安全に避難できるようにしましょう。指定避難所と指定緊急避難場所があり、それぞれ災害種別ごとに分かれています。

▶ 指定避難所とは

災害により家に戻れなくなった被災者が一定期間生活する施設として指定しています。

▶ 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害種別ごとに安全性などの一定の基準を満たす施設または場所を指定しています。また、災害のおそれがなくなった後、自宅が被災し生活できない場合は指定避難所へ移動することになります。

※お住まいの地域ごとに指定避難所・指定緊急避難場所を限定していません

※自宅での安全確保が可能な方は避難所に行く必要はありません

※避難先には、市指定の場所のほかにご自身が身を寄せやすい親類宅や知人宅なども考えておきましょう

校区	場所	風水害時		地震災害時	
		指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所
養正	養正小学校	○	○	○	
	多治見中学校	○	○	○	
	市役所本庁舎	○	○		
	双葉保育園	○			
	星ヶ台保育園	○	○	○	
	養正小学校附属幼稚園	○	○		
	多治見高等学校	○		○	
	多治見工業高等学校	○		○	
	養正交流センター	○		○	
	市役所本庁舎 駐車場 神明公園 坂上公園 前山児童遊園				
精華	ヤマカまなびパーク(学習館)	○	○	○	
	パロー文化ホール(文化会館)	○	○	○	
	精華小学校	○	○	○	
	精華交流センター	○	○		
	精華小学校附属愛児幼稚園	○	○		
	陶都中学校	○		○	
	多治見北高等学校	○		○	
	とうしん学びの丘エール	○	○	○	
	西坂町第一集会所			○	
	白山むすび公園 豊岡緑地 大正公園 西坂第4公園 長瀬公園 とうしん学びの丘エール芝生広場				

〈以下は広告スペースです〉



高速道路に
安らぎと清潔さを
いつも。

中部保全サービス株式会社
岐阜県知事許可 第600403号

■ 高速道路の維持・メンテナンス

0572-24-3311
FAX 0572-24-3312
〒507-0038 多治見市白山町5-9 ヤマセキビル2F

未経験者も歓迎!
スタッフ募集中!!



校区	場所	風水害時		地震災害時	
		指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所
共栄	共栄小学校	○	○	○	
	小名田公会堂	○	○	○	
	共栄保育園	○	○		
	共栄児童館	○	○		
昭和	産業文化センター	○	○	○	
	感謝と挑戦のTYK体育館	○	○	○	
	南ヶ丘中学校	○	○	○	
	平和中学校	○	○	○	
	昭和小学校	○		○	
	京町公民館	○			
	大畑町公民館	○			
小泉	小泉小学校	○	○	○	
	小泉中学校	○	○	○	
	小泉保育園	○	○		
	小泉公民館	○	○		
	多治見西高等学校	○		○	
	小泉交流センター	○	○	○	
	幸町広場 小泉公民館駐車場 KEIZ駐車場				
池田	池田保育園	○	○	○	
	池田小学校	○	○	○	
	池田町屋公民館	○	○	○	
	三の倉市民の里(地球村)	○	○	○	
	総合福祉センター	○	○	○	
	北野保育園	○		○	
	池田保育園 池田小学校 池田町屋公民館 総合福祉センター 北野保育園 八幡神社境内地				
市之倉	市之倉小学校	○	○	○	
	市之倉児童センター	○	○		
	市之倉公民館	○			
	市之倉運動広場 市之倉公園 市之倉西第5公園 市之倉東公園				
滝呂	滝呂小学校	○	○	○	
	滝呂平成クラブ	○		○	
	滝呂区民会館	○			
	サンホーム滝呂	○			
南姫	南姫小学校	○	○	○	
	南姫財産区事務所	○	○		
	ふれあいセンター姫	○	○		
	南姫中学校	○		○	
	南姫公民館	○			
根本	根本小学校	○	○	○	
	根本交流センター	○	○	○	
	北丘第1~3公園 北丘中央公園 北丘運動広場 松風台運動場				

校区	場所	風水害時		地震災害時	
		指定避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	指定緊急避難場所
北栄	旭ヶ丘保育園	○	○	○	
	北栄小学校	○	○	○	
	北陵中学校	○	○	○	
	明和幼稚園	○	○		
	旭ヶ丘公民館	○	○		
	旭ヶ丘児童センター	○	○		
	希望ヶ丘第1公園 西ヶ洞公園 旭ヶ丘公民館広場 旭ヶ丘北公園 明和中央公園 明和公園 明和東第1公園 明和東第2公園 北陵公園 小滝第1公園 小滝第2公園				
脇之島	脇之島小学校	○	○	○	
	脇之島公民館	○	○		
	脇之島児童センター	○	○		
笠原	笠原中学校	○	○	○	
	笠原交流センター	○	○	○	
	かさはら福祉センター	○	○	○	
	笠原保育園	○	○		
	笠原小学校 附属幼稚園	○			
	音羽・栄・上原・向島・神戸・富士・釜・平園区公民館	○			
	梅平団地集会場	○			
	笠原中学校 笠原交流センター かさはら福祉センター 笠原運動公園 笠原向島運動広場 旧笠原西 コミュニティセンター				
	脇之島北公園 脇之島中央公園 脇之島南第1公園				

防災倉庫

災害時に救助や救援を行うための資機材や、避難生活に必要な食料や毛布などを備蓄しています。

倉庫名	設置場所
市役所	市役所本庁舎西倉庫
旭ヶ丘	旭ヶ丘公民館駐車場北
市之倉	市之倉分団車庫北
池田	旧池田分団車庫
共栄	共栄分団車庫横
滝呂	滝呂平成クラブ前
小泉	小泉分団車庫北
南姫	南姫分団車庫南
根本	根本分団車庫南
精華	駅北第3号公園内
昭和	昭和公園内
養正	総合グラウンドバス停前
脇之島	脇之島公民館横
滝呂台	滝呂台分団車庫横
上原区	笠原第2分団車庫西
平園区	梅平集会場駐車場内

防災・消防

倉庫名	設置場所
精華小学校	体育館北
共栄小学校	グラウンド南
昭和小学校	体育館北
根本小学校	体育館西
養正小学校	体育館東
小泉小学校	プール棟1階
北栄小学校	体育館西
市之倉小学校	体育館東
脇之島小学校	プール南
南姫小学校	グラウンド南
池田小学校	体育館西
滝呂小学校	体育館内2階
笠原小学校	体育館北
陶都中学校	駐車場北
多治見中学校	グラウンド南
南ヶ丘中学校	体育館東
北陵中学校	体育館北
平和中学校	体育館北
南姫中学校	体育館北
笠原中学校	体育館西
小泉中学校	体育館南
感謝と挑戦のTYK体育館	第1駐車場西
バロー文化ホール	第1(北側)駐車場東
養正交流センター	交流センター西
根本交流センター	センター南
笠原消防署	消防署地下倉庫
三の倉市民の里(地球村)	研修棟北
総合福祉センター	北側駐車場内
かさはら福祉センター	下段駐車場内
小名田公会堂	駐車場内
多治見北高等学校	体育館南
多治見高等学校	体育館南側駐車場内
多治見工業高等学校	体育館東
星ヶ台保育園	園庭東
とうしん学びの丘エール	第1駐車場内
NTT東濃支店	NTT多治見ビル地下
池田町屋公民館	南駐車場内
多治見西高等学校	クラブハウス横
喜多町公民館	公民館東
池田保育園	駐車場北
豊岡緑地	豊岡緑地内
北小木集会所	集会所西
西坂第一集会所	集会所東

地震災害の避難所・防災倉庫マップ(GIS)

パソコンやスマートフォンからお近くの地震災害の避難所・防災倉庫を確認できます。
また倉庫の中身を確認したり、資機材の使い方もわかります。



防災行政無線

災害時などにおける緊急情報を一斉に放送するため、市内191カ所に防災行政無線を設置し、市役所や消防本部からの連絡などを、スピーカーを通じてお知らせします。

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、次の方法で内容が確認できますので利用してください。

テレホンガイド：フリーダイヤル **TEL 0120-311714**
または **TEL 25-8448**

▶ **緊急放送については、FM PiPi(76.3MHz)、おリベネットワーク(ケーブルテレビ)のおりべチャンネルでも確認できます**

防災アプリ

防災行政無線で放送された内容が、お手元のスマートフォンにプッシュ形式で通知され、再生できます。
また、通知を希望する校区をアプリ内で指定することも可能です。



多治見市緊急メール

防災行政無線で放送する内容(気象情報、火災情報、避難情報、行方不明者のお知らせなど)を登録された携帯電話などにメールでお知らせします。

登録方法

- ①携帯電話から「空メール」(t-tajimi@sg-p.jp)を送信する。
- ②本登録用のメールを受信する。
- ③内容に従って本登録をする。
※登録は無料ですが、通信料は利用者本人負担です
※迷惑メール防止などの設定をしている方は、[tajimi@sg-p.jp]からのメールを受信できるように設定を変更してください
(不明な場合は携帯電話などの販売店にご相談ください)

登録用QRコード



街頭消火器

大地震などによる火災対策の一環として、地域住民による初期消火のために、市内全域に街頭消火器(粉末消火器)を設置しています。

街頭消火器▶



行方不明者が発生した場合

行方不明の方が発生したら、すぐに多治見警察署へ届け出てください。

また、あわせて多治見市消防本部へも連絡してください。

連絡先 多治見警察署 **TEL 22-0110**
多治見市消防本部 **TEL 22-9216**

家庭でできる防災対策

日ごろから準備しておきたいこと

- ①家の中および家の周囲に危険な場所がないか点検し、対策をする。
家具類の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止、ストーブやガスボンベなどの管理を万全にする。
家の新築、改築の場合は、耐震性・耐火性を考える。
- ②ストーブなどの火器類、コンセントや電気器具の点検をする。
- ③消火器や住宅用火災警報器などを備える。
- ④非常持出品の準備をし、年1回消費期限などの点検をする。
- ⑤家族の3日分の食料・飲料水(大人1人1日3リットル)を備蓄する。
(事業所などは、従業員などの分として3日分を備蓄する)
- ⑥出火の防止や各自の役割、緊急時の連絡方法(NTTの災害用伝言ダイヤル171・携帯電話の災害用伝言板の利用など)の確認をしておく。
- ⑦地域・行政などが行う防災訓練へ積極的に参加する。
- ⑧隣近所で互いに助け合えるよう、日ごろから話し合っておく。

問 危機管理課 TEL 22-1378

- ⑨避難所および避難場所の所在地と避難経路を確認しておく。
- ⑩生活用水の確保として風呂の水のくみ置きをしておく。

▶ 非常持ち出し品の例



身近な危険箇所をチェック

災害時に備え、自宅周辺が土砂災害や浸水のおそれのある場所かハザードマップで確認しましょう。自宅周辺のことを知っておき、どのように避難したら良いか家族で話し合っておきましょう。

全域、校区別のハザードマップは危機管理課の窓口で入手できます。また、最新の内容については「ぎふ山と川の危険箇所マップ」で確認できます。

ぎふ山と川の危険箇所マップ(岐阜県)



郵便番号や住所入力で簡単検索

助成制度

住宅等の耐震診断・耐震改修工事等補助事業

問 開発指導課 TEL 22-1336

▶ 木造住宅の無料耐震診断

対象

- 次の全てに該当する木造住宅の所有者
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 - ・木造在来軸組構法、伝統的構法および枠組壁工法による一戸建ての住宅
 - ・延べ床面積の1/2以上の部分が、居住用として使用されている住宅

内容

岐阜県木造住宅耐震相談士(※)を市が派遣
※岐阜県木造住宅耐震相談士の名簿は、開発指導課で閲覧できます

▶ 木造住宅耐震改修工事補助

対象

- 次の全てに該当する耐震改修工事を行う木造住宅の所有者
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
 - ・(財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅耐震精密診断と補強方法(改訂版)」による耐震診断結果の上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅について実施する耐震改修工事で、耐震補強後の上部構造評点が1.0以上となるもの
 - ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計および工事監理を行う耐震改修工事

補助額

耐震改修工事費が120万円以内は工事費の90%、120万円超は工事費の40%に60万円加算した額(補助限度額117.5万円)
※その他、特例があります。詳細はお問い合わせください

▶ 木造住宅除却工事補助

対象

- 次の全てに該当する木造住宅の除却工事を行う住宅の所有者
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
 - ・個人が所有するものであること
 - ・市の行う木造住宅耐震診断を受け、その結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅
 - ・現に居住の用に供するもの(借家の場合は、当該住宅を除却することについて入居者の同意が得られたものに限る)
 - ・過去に耐震改修工事に係る市の補助金の交付を受けていないもの

補助額

除却工事費の23%(補助限度額30万円)

▶ 建築物(木造住宅以外)の耐震診断補助

対象

- 次の全てに該当する建築物の所有者(分譲マンションにあっては、管理組合または管理組合法人)。
- ただし、国や地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組構法、伝統的構法および枠組壁工法による一戸建ての住宅以外の建築物(店舗などの用途を兼ねる住宅(店舗などとして利用する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む)
 - ・国土交通大臣などの特別な認定を受けていない構造の建築物
 - ・平成18年国土交通省告示第184号の別添の指針に基づき耐震診断が実施される建築物
 - ・耐震診断結果について、(一社)岐阜県建築士事務所協会の耐震診断判定委員会または岐阜県知事が認めた専門機関に諮られた建築物

補助額

耐震診断にかかる経費の3分の2(補助限度額あり)
※その他、建築物の耐震化に係る補助があります。詳細はお問い合わせください

自主防災組織支援事業補助金

問 危機管理課 TEL 22-1378

対象

区または町内会を単位として結成された自主防災組織

補助対象となる経費・補助率・補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
防災資機材の購入に要する経費	2分の1	150,000円
感震ブレーカーの購入にかかる経費	3分の2	2,000円×取り付けた世帯数
家具転倒防止器具の購入にかかる経費	3分の2	500円×取り付けた世帯数
防災講座・研修会の開催にかかる経費	2分の1	50,000円
防災訓練の実施にかかる消耗品費	2分の1	50,000円

※上記の補助内容は令和8年3月31日まで

※詳細はお問い合わせください

ブロック塀等除去補助金

問 危機管理課 TEL 22-1378

対象となる塀

- コンクリートブロック、石、コンクリートまたはレンガによる塀で次を満たすもの
- ・塀が多治見市内の個人の住宅または事業所の敷地内にあり、公衆用道路並びに公園および児童遊園に面して設置されている塀
 - ・除去前の高さが擁壁高を含め敷地面高1.0メートル以上、除去延長が2.0メートル以上の塀

対象となる条件

- 次の全てを満たすこと
- ・市が定める基準を満たす塀(上記「対象となる塀」参照)を除去する工事を行うこと
 - ・申請者に市税などの滞納がないこと
 - ・除去後の塀の高さが除去工事前の塀の高さに比べ0.4メートル以上低く、かつ0.6メートル未満となる工事を行うこと

補助金額

- 次のうち、いずれか少ない方の額を補助金として交付します。ただし、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。補助限度額は20万円です。
- ・塀の延長1メートルにつき10,000円を、除去延長に乗じて得た額
 - ・塀の{(除去費+処分費)+消費税額}の2分の1

※詳細はお問い合わせください

防災行政無線戸別受信機設置事業補助金

問 危機管理課 TEL 22-1378

対象者

- 次の全ての条件に該当する方
- ・市内にお住いで、自宅に戸別受信機を設置する方
 - ・ご本人や同居する方が過去にこの補助金の交付を受けていないこと
 - ・ご本人に市税などの滞納がないこと

対象経費

- ①戸別受信機の購入設置費用
- ②専用アンテナの購入設置費用

補助金額

- ・視覚障がい(1、2級)の方は10分の9以内(限度額①59,400円、①②両方の場合82,000円)
- ・上記以外の方は10分の5以内(限度額①33,000円、①②両方の場合45,500円)

防災士認証取得補助制度

問 危機管理課 TEL 22-1378

対象者

- 次の全ての条件に該当する方
- ・市内に住所を有する中学生以上75歳以下の方
 - ・日本防災士機構の防災士台帳へ登録された方
 - ・地域の防災訓練などへ積極的に参加していただける方
 - ・「多治見市防災士の会」へ入会していただける方
 - ※18歳以上の方に限る

対象経費

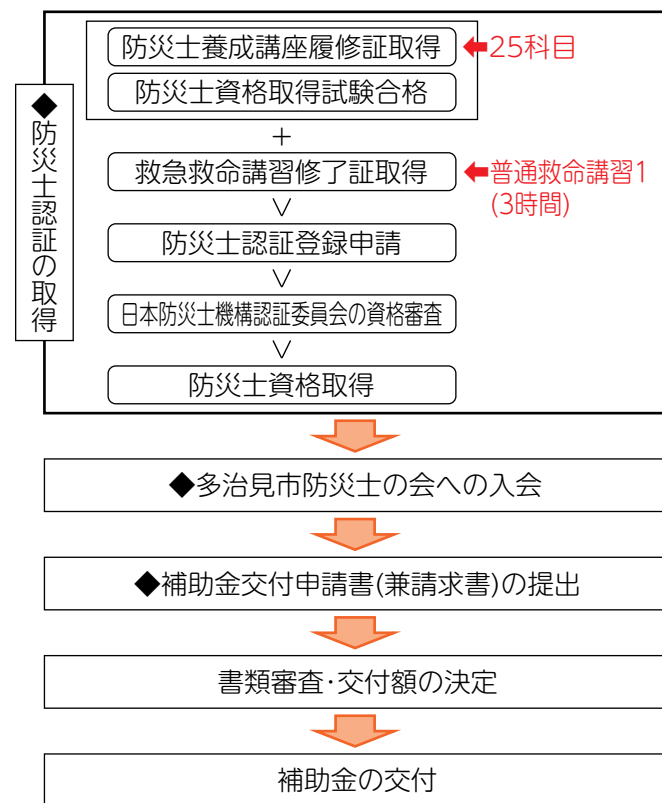
講座受講料、教本代、試験受験料、認証登録料

補助金額

対象経費の合計額の2分の1または補助上限30,000円のいずれか少ないほうの額

※例えば、岐阜県主催の養成講座は受講料が無料のため、補助金を受けると自己負担6,000円程度で防災士資格を取得できます

▶ 補助金交付の流れ



119番のかけ方

問 救急指令課 TEL 22-9216
(令和8年4月～東濃5市消防指令センター)

おちついて・ゆっくり・はっきりと

火災の場合(隣の家の台所から出火した例)

119番消防です。
火事ですか？救急ですか？

火事です！

場所(住所)は、どこですか？

〇〇町△丁目×番地〇〇宅です

何が燃えていますか？

台所が燃えています

逃げ遅れはありませんか？

逃げ遅れは、わかりません

あなたの名前を教えてください

私は、隣の〇〇です

救急の場合(母親が怪我をした例)

119番消防です。
火事ですか？救急ですか？

救急です！

場所(住所)は、どこですか？

〇〇町△丁目×番地〇〇宅です

どうしましたか？

〇〇才の母が家の中で転んで、
頭をけがしました

あなたの名前を教えてください

私は、娘の〇〇です

- ・場所を確認したら、消防車や救急車はすぐに出動の準備をします。落ち着いて問いかけに答えてください。電話を切らなくても消防車や救急車は出動します。
- ・救急車が到着するまでの間に、必要な場合は人工呼吸や胸骨圧迫(心臓マッサージ)、止血などの応急処置を電話で指導することがあります。

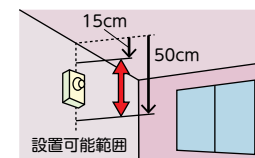
住宅用火災警報器

問 予防課 TEL 22-9233

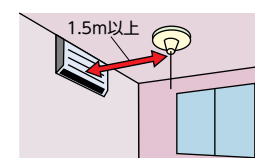
設置する場所

- ・寝室に設置してください。
 - ・寝室が2階や3階などの場合は階段の上部にも設置が必要です。
 - ・設置する位置は天井または、壁に設置してください(天井式、壁式、両方設置可能のものがあります)。
- ※多治見市火災予防条例では、寝室と階段に煙式の住宅用火災警報器の設置を規定しています
 多治見市では、台所などに設置義務はありませんが、設置しておくことと更に安心です。台所には熱式も有効です

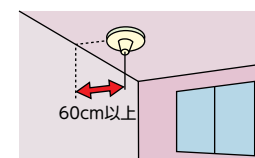
壁に取り付ける場合



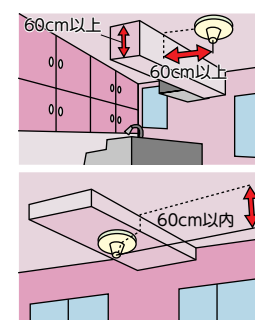
調理器具やエアコン付近の場合



天井に取り付ける場合



天井に梁などがある場合



住宅用火災警報器交換について

- ・住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします。
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しないことがあります。10年を目安に交換しましょう。
- ・設置時期を確認するには
火災警報器を設置したときに記入した「設置年月日」または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。
- ・新しい火災報知器に交換したら
本体の側面などに、油性ペンで「設置年月日」を記入しましょう。
- ・定期的に作動確認し、音を聞きましょう
ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をしましょう。
定期的に家族で火災の警報音を確認しましょう。
- ・音が鳴らない場合は
電池がきちんとセットされているか、確認してください。
それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書を確認しましょう。



(以下は広告スペースです)

We support your life.

MINOURA AGENCY INC.
有限会社 ミノウラエージェンシー

「保険のプロ」が皆様に安心をお届けします。

「安心」「安全」の総合コンサルタント

法人 企業の財産を守る、様々なリスクに対する補償など、充実した商品をラインナップ

個人 日々の生活や将来の安心、お客様それぞれのライフスタイルに合わせた提案

【保険リスク分析/診断/提案業務】
 ■生命保険業務 ■損害保険業務 ■その他
 【リスクコンサルティング業務】
 ■事業継承・退職金制度相対策
 ■役員、従業員退職金制度・企業年金制度策定
 ■社内諸規定整備
 【サボート事業】
 ■自動車損害・修理
 ■弁護士・社労士、税理士・司法書士、行政書士

保険に関することならなんでもご相談ください。
お客様に最適な保険をご提案いたします。

TEL 0572-45-1001
多治見市笠原町4445 FAX 0572-45-1002
https://www.minoura-agency.com/



くらしの窓口ー届出・証明ー

▶ 市民課では「まとめて手続き・証明書発行」できます

- ・戸籍、住民登録、納税・所得などの証明書の発行
- ・戸籍、住民登録、印鑑登録などの届出の受け付け
- ・文化スポーツ施設の予約・料金支払、ごみ袋の販売など
- ・パスポートの申請・交付
- ・死亡後の手続き(市役所におけるもの)

戸籍謄抄本・住民票などの交付

問 市民課 TEL 23-5520

証明書の種類	手数料	備考
●戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)	1通450円	本人または配偶者、直系尊属・卑属以外が請求する場合、委任状が必要 戸籍・除籍・改製原戸籍謄本の全国広域請求は本人または配偶者、直系尊属・卑属のみ(委任状不可、休日開庁日の発行不可)
●戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	
戸籍電子証明書提供用識別符号(戸籍謄・抄本)	1通400円	
除籍の全部事項証明書(除籍謄本) 除籍の個人事項証明書(除籍抄本) (改製原戸籍を含む)	1通750円	
除籍電子証明書提供用識別符号(除籍謄・抄本)	1通700円	本人および法定代理人以外が請求する場合、委任状が必要
●戸籍の附票の写し	1件300円	
身分証明書	1件300円	本人または同一世帯の方以外が請求する場合、委任状が必要
●住民票の写し 住民票の記載事項証明書	1件300円	本人以外が請求する場合、委任状が必要
住民票の除票	1件300円	印鑑登録後に交付 印鑑登録については、P39を参照
印鑑登録証の交付	1枚300円	印鑑登録証の提示が必要
●印鑑登録証明書	1枚300円	届出人または事件本人による請求以外は委任状が必要
戸籍届出受理証明書	1件350円	住民基本台帳の一部の写しの一覧表の閲覧 (公益上必要と認められるものに限る)
住民基本台帳の一部の写し(閲覧)	1冊3,000円	

※窓口に来られる方は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など)を持参してください

※●の付いた証明書についてはマイナンバーカードを利用してコンビニなどのマルチコピー機で取得いただくことが可能です

(以下は広告スペースです)

ありがとうございますを込めておくります

創業120余年の歴史と信頼で、最後のお手伝いをさせていただきます。

桔梗ホール

一般葬
小規模葬

セレモニーホームれんげ

家族葬
小規模葬

華立やすらぎの杜

多治見市営火葬場
小規模葬

詳細は、ホームページをご覧ください

有限会社 サシキン葬祭

24時間 365日対応 ☎ 0120-34-0683

事前相談 24時間 365日いつでもご相談を承ります

遺品整理や建物解体、不動産売却、遺産相続なども代行して行っております。
葬儀だけでなく、その後の事もワンストップでアフターフォローいたします。

本社 〒507-0821 多治見市黒町21番地2
営業所 〒507-0812 多治見市下沢町4丁目26番地6
桔梗ホール 〒507-0027 多治見市上野町3丁目110番地
セレモニーホームれんげ 〒507-0072 多治見市明和町3丁目1番地328

ご存知ですか？

消防署夜間交付(平日開庁時間内に市民課へ電話予約された方のみ)

住民票などの証明書は、電話予約により消防署で受け取る方法があります。(電話予約した当日のみ受取可)

交付場所	交付できるもの	申請・受け取り方法
南消防署、北消防署 および笠原消防署	住民票、印鑑登録証明書 市税に関する証明書の交付	午後5時15分までに市民課または税務課へ本人が電話予約。印鑑登録証明書は、印鑑登録証必須。 午後5時15分～午後9時まで受け取り可。

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

住民票の写しや戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止・抑止するため、第三者や代理人に証明書を交付した場合に、事前に登録した方へ交付した事実を通知する制度です。
登録される方は本人確認できるものを持参の上、駅北庁舎1階市民課までお申し出ください。

広域交付(東濃5市間)(平日開庁時間内のみ)

東濃5市間(多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市)で証明書の交付を受けることができます。(委任状での申請を受けることはできません)

発行できる証明書

- ・戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、改製原戸籍謄・抄本、戸籍附票、身分証明書、独身証明書(5市に本籍のある方)
 - ・住民票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証が必要)、税務証明書(5市に現住所がある方)
- 窓口にいらっしゃる方の運転免許証等公的な機関が発行した顔写真付きの本人確認書類(ない場合は健康保険証、年金手帳など2点)が必要

戸籍に関する届出

問 市民課 TEL 23-5520

戸籍に関する主な届出として、次のようなものがあります。市民課または地区事務所へ届け出てください。休日や夜間に届け出る場合は、駅北庁舎の宿直室へ届け出てください。不備などがある場合は連絡をしますので、日中つながる連絡先を必ず記入してください。

※本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポートなどの顔写真が付いた本人確認ができる書類を持参してください

※養子縁組、養子離縁、親権および後見、氏名の変更などの届出については、市民課へお問い合わせください

※未成年の方、外国籍の方は持ち物が異なります。市民課までお問い合わせください

種類	届出期間	届出先	届出に必要なもの	届出人
出生届 ※1 ※2	生まれた日も含めて14日以内	親の本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれか	☒ 出生届 ☒ 出生証明書 ☒ 母子健康手帳	原則、父または母 ※祖父母は届出人になれません
死亡届	死亡の事実を知った日も含めて7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれか	☒ 死亡届 ☒ 死亡診断書 ☒ 火葬場使用料(多治見市火葬場使用の場合のみ※P40参照)	同居の親族、その他の同居者など
婚姻届 ※1 ※2		夫または妻の本籍地または所在地のいずれか	☒ 婚姻届 ☒ マイナンバーカード ☒ 国民年金手帳(加入者のみ) ☒ 届出人の本人確認書類 ※戸籍が電算化されていない方は、戸籍謄本が必要	夫および妻

種類	届出期間	届出先	届出に必要なもの	届出人
離婚届		夫妻の本籍地または所在地のいずれか	☒ 離婚届 ☒ マイナンバーカード ☒ 国民年金手帳(加入者のみ) ☒ 届出人の本人確認書類 ※裁判離婚の場合、調停調書、審判書または判決の謄本と確定通知 ※戸籍が電算化されていない方は、戸籍謄本が必要	夫および妻
	【裁判離婚】 確定した日から 10日以内			裁判離婚の場合は申立人 (10日以内に申立人が届出 しないときは相手方も届出 できる)
転籍届		転籍者の本籍地または所在地、新本籍地のいずれか	※戸籍が電算化されていない方は、戸籍謄本が必要	戸籍筆頭者およびその配偶者

※1 婚姻・出生記念証の贈呈

人生の記念すべき行事を祝福するため、婚姻もしくは出生を多治見市に届け出た方に、記念証を駅北庁舎市民課にて無料で贈呈します。詳しくは市民課にお尋ねください

※2 オリジナル婚姻届、出生届を配布しています

婚姻届は、多治見市の観光名所である「永保寺」や市のマスコットキャラクター「うながっぱ」を用いたデザインになっています。出生届は、マスコットキャラクター「うながっぱ」を中心に明るくポップなデザインになっています。全国の市町村へ提出できます。人生の節目となる届出にぜひ利用してください

住民登録

問 市民課 TEL 23-5542

種類	届出が必要な場合	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転出届	多治見市から他の市区町村へ引っ越しする場合	引っ越しの日までに	☒ 保険証または資格確認書(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者のみ) ☒ 国民年金手帳(または証書) ☒ 介護保険証(加入者のみ) ☒ 印鑑登録証(登録者のみ) ☒ 子どもなどの福祉医療費受給者証	本人または世帯主 ※上記以外の方が届出をする場合は委任状が必要
転入届	他の市区町村から多治見市へ引っ越しした場合	住み始めた日から14日以内	☒ 前住所地発行の転出証明書 ☒ 国民年金手帳(または証書) ☒ 介護保険受給資格証明書(受給者のみ) ☒ マイナンバーカード(個人番号カード) ☒ 住民基本台帳カード	
転居届	多治見市内で引っ越しした場合		☒ 国民年金手帳(または証書)(加入者のみ) ☒ 保険証または資格確認書(国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者のみ) ☒ 介護保険証(加入者のみ) ☒ 子どもなどの医療受給者証 ☒ マイナンバーカード(個人番号カード) ☒ 住民基本台帳カード(写真付)	
世帯主変更届	世帯主が変わったり、世帯を合併・分離したりした場合	変更があった日から14日以内	保険証または資格確認書(国民健康保険加入者のみ)	

※窓口に来られる方は、本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など)を持参してください

外国人住民の方

日本国籍を有しない外国人住民の方も上記の届出が必要です。届出の際は、特別永住者証明書または在留カードなどを持参してください。(在留資格を有しない方や在留期間が3カ月以下の方、観光などの短期滞在者は除きます。)

印鑑登録と証明

問 市民課 TEL 23-5520

印鑑登録ができる人

多治見市に住所登録があり、意思能力を有する15歳以上の方
※登録する印鑑は1人1個に限ります。1個の印鑑を共有することはできません

印鑑登録の際の確認事項

印鑑登録は、登録される本人が窓口に来てください。本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカードなど、官公署発行の顔写真付き証明証が必要です。本人確認できるものがない場合は、多治見市で印鑑登録している方を保証人として登録することができます。

本人が来ることができない場合は、代理人による申請をしてください。(委任状が必要)

※本人確認ができない場合(保証人による確認を除く)または代理人による申請の場合は、確認書類を本人宛てに送付しますので、即日の登録、証明発行はできません

※外国人住民の方は、印鑑登録の際、パスポートが必要です

登録できる印鑑

▶ 大きさ

1辺が8mm以上25mm以内の正方形内に収まるもの

▶ 材質

ゴムなどの変形しやすい材質や、減りやすい材質でないもの

▶ その他

戸籍表示の氏名(氏や名のみも可)を表し、文字の判読ができるもの。職業や肩書があるもの、外枠がないもの、文字が欠けているもの、輪郭が30%以上欠けているものは登録できません。

印鑑登録証

印鑑登録証明書の請求の際に必要です。登録した印鑑と同様に大切に保管してください。また、紛失した場合には、速やかに市民課または地区事務所へ届出をしてください。

▶ 印鑑登録証明書の発行

印鑑登録証明書発行には、印鑑登録証が必要です。窓口での申請の際には必ず市民課または地区事務所へ持参してください。また、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニなどのマルチコピー機でも取得できます。※登録印は必要ありません

パスポートの申請・受取

問 市民課 TEL 23-5731

申請方法

① 窓口申請

市民課(駅北庁舎1階)へお越しください。

② オンライン申請

マイナンバーカードを使い、スマートフォン(マイナポータル)で行います。詳しくは政府広報オンラインをご覧ください。くか、市民課へお問い合わせください。

取扱日時

月～金曜日 午前9時～午後5時
休日開庁日は受け取りに限り可

持ち物

本人確認書類、写真、戸籍謄本など必要なものがありますので詳しくは市民課または岐阜旅券センター TEL 058-277-1000へ問い合わせください。

※パスポート用の収入印紙、岐阜県収入証紙(令和7年12月26日まで)は、市民課で購入可

※18歳未満の方は、5年用のみ申請可

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 市民課 TEL 23-5542

活用方法

- ① 公的な身分証明書として活用できます。
- ② 公的個人認証サービスで利用するICカードとしても利用できます。(電子申請、マイナポータルへのログインなどで必要になります。)
- ③ 転出の届出の際に、転出証明書の発行が省略されます。
- ④ 健康保険証としても利用します。

申請方法

① 「通知カード」に付属または個人番号通知書とともに同封されていた「個人番号カード交付申請書」と横35mm×縦45mmの写真(電子データでも可)を用意してください。住所、氏名が変わった場合は、交付申請書の再発行が必要です。窓口までお申し出ください。

② 以下の3通りの方法で申請してください。

① 郵便申請	申請書に写真を貼付し必要事項を記入の上、同封されていた返信用封筒に入れ郵便ポストに投函。
② スマートフォンまたはパソコンでの申請	申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項の入力および顔写真データを添付して送信。
③ まちなかの証明用写真機での申請	画面の案内にしたがって、交付申請書のQRコードをかざし、必要事項の入力と顔写真の撮影をして送信。

※市民課にて申請サポートを行っております。ご希望の方は市民課窓口にお越しください。休日開庁日の申請サポートについてはお電話にて事前の予約が必要となります

受取方法(予約必要)

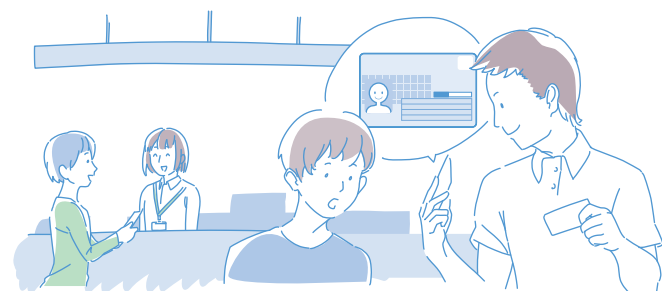
- ①市民課窓口(駅北庁舎)のみで行います。受け取りの際にはパスワード設定をしていただくので本人の来庁が必要です。(本人が病気などによりやむを得ず来庁できない場合は事前に相談してください。)
- ②受取時に必要な持ち物は以下のとおりです。
 - ①交付通知書兼照会書(事前に市役所から送られてきたハガキ)
 - ②通知カード
 - ③本人確認できるもの(運転免許証・パスポートなど写真付の場合は1点、保険証・介護保険証・年金手帳・福祉医療受給者証などの場合は2点必要。)
 - ④住民基本台帳カード(保有している方のみ)

※住民基本台帳カードの新規発行は平成27年12月28日で終了していますが、有効期限まではご利用いただけます

カードの有効期限など

種類	有効期限
マイナンバーカード (個人番号カード)	10回目の誕生日まで(18歳以上) 5回目の誕生日まで(18歳未満)
電子証明書 署名用電子証明書 利用者用電子証明書	5回目の誕生日まで (署名用電子証明書は15歳未満の方には発行できません。)

※在留カードをお持ちの方のマイナンバーカードの有効期限は在留期限までです(一部特例あり)。在留カードを更新したら市役所でマイナンバーカードの更新も必要です



埋・火葬の許可

問 市民課 TEL 23-5520

死亡の届出をすると、火葬に必要な「埋・火葬許可証」が発行されます。

多治見市火葬場を使用する場合は、死亡の届出時に火葬炉使用料が必要となります。

火葬の内容	火葬炉使用料
1体につき	10,000円 (多治見市以外の方は50,000円)
12歳未満の方 および死産児	5,000円 (多治見市以外の方は25,000円)
産褥物1回につき	1,500円 (多治見市以外の方は3,000円)
身体の一部	1,500円 (多治見市以外の方は3,000円)

▶多治見市火葬場「華立やすらぎの杜」
大藪町字上迫間洞249番地 TEL 27-1151

白菊コーナー(おくやみコーナー)

問 市民課 TEL 23-5731

死亡後のご遺族の手続きの負担を軽減するため、白菊コーナー(おくやみコーナー)を設けています。

白菊コーナー(おくやみコーナー)のご利用は電話による事前予約制です。

白菊コーナー(おくやみコーナー)の利用について

- ・TEL 23-5731に電話し、予約してください。
- ・予約受付は、死亡届を提出した3日後(土日祝、閉庁日を除く)より予約できます。
- ・予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

ご利用できる時間の枠

- ・午前9時30分～、午前10時30分～、午後1時30分～、午後2時30分～の4枠です。

おことわり

- ・手続きが一度で終わらない場合もございます。
- ・すべての手続きが白菊コーナー(おくやみコーナー)でできるものではありません。
- ・白菊コーナー(おくやみコーナー)を利用せず、従来通り各窓口または地区事務所で手続きしていただくことも可能です。

相談

市では、悩みごとや困りごとの相談を受けています。

市役所での相談(☎は電話相談も可)

くらし人権課

問 TEL 22-1134

▶法律相談

相談日 毎月第1、2、3、4金曜日

時間 午後1時～4時

場所 本庁舎

相談員 弁護士

※相談日前日正午までに要予約

▶行政相談

相談日 毎月第3月曜日

時間 午後1時～3時

場所 本庁舎

相談員 行政相談委員

※相談日前日までに要予約

▶人権こまりごと相談☎

相談日 毎月第3水曜日

時間 午後1時～3時

場所 本庁舎

相談員 人権擁護委員

▶犯罪被害者相談

相談日 毎月第2水曜日

時間 午前11時～午後3時

場所 本庁舎

相談員 犯罪被害者直接支援員
(ぎふ犯罪被害者支援センター)

TEL 0120-968-783 TEL 058-268-8700

※上記以外の市役所開庁時は、職員が対応し、必要に応じて相談員へ案内します

▶交通事故相談☎

相談日 毎月第1木曜日

時間 午前10時～正午 午後1時～3時

場所 本庁舎

相談員 交通事故相談員

※相談日前日までに県民生活相談センター TEL 058-277-1001へ要予約

▶消費生活相談☎

相談日 毎週月～金曜日

時間 午前10時～正午 午後1時～4時

場所 本庁舎

相談員 消費生活専門相談員

▶自治会こまりごと相談、外国人相談、若者相談

相談日 毎週月～金曜日

時間 午前9時～正午 午後1時～4時

場所 本庁舎

相談員 担当職員

相談

〈以下は広告スペースです〉

一歩踏み出すための決断をサポートします

ひとりひとりの不安に寄り添い、
安心の暮らしを応援します

代表 弁護士 竹内 小百合
(岐阜県弁護士会所属)

街のかかりつけ弁護士として、どんなことでもご相談ください。
下記に記載がないお悩みも幅広くご対応いたします。

交通事故 離婚 遺産 法人向け

白ゆり総合法律事務所
TEL:0572-56-2670
〒507-0053 多治見市若松町1-12-5(良和ビル3階B)

〈以下は広告スペースです〉

法人・個人事業の税務・会計、
相続、贈与、不動産譲渡、
税に関わるご相談は
お気軽にご連絡ください。

つかもと ただし
塚本 禎 税理士事務所

ホームページ Facebook インスタグラム

☎0572-74-4586
土岐市泉町久尻30-4 ヤマゴビル102

企画政策課

問 TEL 22-1376

▶ 結婚相談

- 相談日 第2、4日曜日、第3水曜日
- 時間 午前10時～正午、午後1時～3時
- 場所 第2、4日曜日：産業文化センター
第3水曜日：市役所本庁舎
- 相談員 結婚相談員

※令和7年5月以降、時間、場所変更の可能性あり

こども家庭課

問 TEL 23-5609

▶ 家庭児童相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 駅北庁舎
- 相談員 家庭相談員・虐待対応専門員

▶ 女性相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 駅北庁舎
- 相談員 女性相談支援員

▶ ひとり親家庭相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 駅北庁舎
- 相談員 ひとり親自立支援員

教育相談室

問 TEL 23-5942

▶ 教育相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 駅北庁舎
- 相談員 教育相談員

都市政策課

問 TEL 22-1321

▶ 空き家などの相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 本庁舎
- 相談員 職員

総合福祉センターでの相談 (☎は電話相談も可)

問 総合福祉センター TEL 25-1131

福祉相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前8時30分～午後5時15分 TEL 25-1134
- 相談員 社会福祉協議会職員

子育て相談

- 相談日 随時
- 時間 午前10時～午後6時 TEL 25-1131
- 相談員 社会福祉協議会職員

障がい者相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時30分～午後3時30分
- 相談員 社会福祉協議会職員

身体障がい者更生相談

問 福祉課 TEL 23-5812

- 相談日 毎月第1月曜日
- 時間 午後1時～4時
- 相談員 身体障害者相談員

※問い合わせは福祉課へ

知的障がい者なやみごと相談

問 福祉課 TEL 23-5812

- 相談日 毎月第1木曜日
- 時間 午後1時～3時
- 相談員 知的障害者相談員

※問い合わせは福祉課へ

その他の相談

乳幼児心配ごと相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 双葉保育園 TEL 23-8771
- 相談員 乳幼児健全育成相談員

育児相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前8時30分～午後4時
- 場所 地域子育て支援センター
共栄保育園内 TEL 23-2199
池田保育園内 TEL 24-7117
笠原保育園内 TEL 44-1971
※笠原こども園整備のため、令和7年4月1日～
令和8年3月31日まで休館となります
※直接来園可
- 相談員 育児相談員

NPO専門相談

- 相談日 毎月第3木曜日
- 時間 午後2時～4時
- 場所 市民活動交流支援センター
(ヤマカまなびパーク6階)

※開催日の前日午後4時までに、市民活動交流支援センター
TEL 22-0320へ要予約

子どもの権利相談室

問 TEL 23-8666
子ども専用フリーダイヤル TEL 0120-967-866
LINE相談 LINE @200fkmnq

- 相談日 火～土曜日
- 時間 火～金曜日：午後1時～7時
土曜日：正午～午後6時
(火～土曜日の祝日も開室)

- 場所 ヤマカまなびパーク4階
- 相談員 子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員

児童の発達に関する相談

- 相談日 毎週月～金曜日
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 児童発達支援センターわかば
- 相談員 支援員

あなたは大丈夫？

犯罪から身を守る安全対策

もしかして「私だけは大丈夫」と思っていませんか？
犯罪や事故に遭わないための連絡先を覚えておきましょう。

事件・事故などの
警察への緊急通報は

110

困りごとなど
警察への相談は

シャープ きゅう いち いち まる

#9110

受付時間

平日
8:30～17:15
(各都道府県警察本部で異なります)

土日・祝日・時間外
24時間受付体制の一部の県警を除き、
当直または音声案内で対応

出典元：警察庁発行「女性のための安全サポートブック」から編集・作成